

## ○南会津町介護用品給付事業実施要綱

平成18年3月20日

告示第98号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の要援護高齢者に対し介護用品を給付することにより、当該要援護高齢者及びその介護家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、南会津町に居住する在宅の介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要支援又は要介護の認定を受けている者とする。

(受給者証の交付申請)

第3条 介護用品の給付を受けようとする者は、あらかじめ、介護用品給付事業受給者証交付申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。この場合において、町長が適当と認めたときは、本人に代わってその家族が申請することができる。

(受給者証の交付)

第4条 町長は、前条の申請書が提出された場合は、必要な調査を行い、給付を受けることができる者と認定したときは、その者に対し介護用品給付事業受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付する。

2 受給者証の交付日は、町長が受給者証の交付を決定した日の属する月の翌月の初日（受給者証の交付を決定した日が月の初日であるときは、その日）とする。

(給付)

第5条 町長は、受給者に対し、別表に掲げる介護用品を給付する。

(受給者証の再交付)

第6条 受給者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、介護用品給付事業受給者証再交付申請書（様式第3号）を町長に提出し、受給者証の再交付を受けなければならない。

(受給者証の返還)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに介護用品給付事業受給者証返還届書（様式第4号）に受給者証を添えて、町長に届け出なければならない。

(1) 在宅の要支援又は要介護の認定を受けた者でなくなったとき。

(2) 町の区域内に住所を有しなくなったとき。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が速やかに前項の届書に受給者証を添えて、町長に届け出なければならない。

(給付券)

第8条 町長は、受給者に対し、介護用品給付事業給付券（様式第5号）を発行するものとする。

2 受給者は、前項の給付券と引き換えに別表に定める介護用品を町長が指定する薬局等から受け取るものとする。

3 給付券は、四半期ごとに発行するものとする。

(支払)

第9条 町長は、薬局等から介護用品給付事業給付納品書兼介護用品受領書（様式第6号）及び請求書が提出された場合は、その内容を審査し支払を行うものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 介護用品給付事業の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不法行為による給付の返還)

第11条 町長は、受給者が偽りその他不正の行為によって給付を受けたときは、その者から当該給付を受けた介護用品に相当する金額の全部又は一部の返還を求めるものとする。  
(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、介護用品給付事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の家族介護支援特別事業（介護用品支給事業）実施要綱（平成14年田島町要綱）又は館岩村家族介護支援事業実施要綱（平成13年館岩村告示第8号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

給付品目	介護度	住民税課税・非課税の別	給付金額
紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー	要支援1又は要支援2	課税	1箇月 2,000円
		非課税	1箇月 3,000円
	要介護1、要介護2又は要介護3	課税	1箇月 3,000円
		非課税	1箇月 4,000円
	要介護4又は要介護5	課税	1箇月 4,000円
		非課税	1箇月 5,000円

様式第1号(第3条関係)

介護用品給付事業受給者証交付申請書

年 月 日

南会津町長

申請者 住所  
氏名



南会津町介護用品給付事業実施要綱第3条の規定に基づき、受給者証の交付を申請します。

記

以上

受給者	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日				
	住 所				性 別	男・女		
	申 請 資 格	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	備 考							

様式第2号(第4条関係)

(表)

介護用品給付事業受給者証			
番	号		
受 給 者	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日	生
	住 所		
発 行 機 関	印		
交 付 年 月 日	年 月 日		

(裏)

注 意 事 項	
1	この証は、あなたが介護用品給付事業の給付を受けることができる証ですから大切に保管してください。
2	給付を受けようとする場合は、この証を持参して、介護用品給付事業給付券とともに提示してください。
3	この証を譲り渡したり、担保に供したときは、資格がなくなります。
4	偽りその他不正の行為によって給付を受けたときは、その全部又は一部を返還しなければなりません。
5	受給の資格がなくなったときは、速やかに返還してください。

様式第3号(第6条関係)

介護用品給付事業受給者証再交付申請書

年 月 日

南会津町長

申請者 住所  
氏名



介護用品給付事業受給者証を紛失・破損したので再交付願います。

受給者	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日		
	住所				性別	男・女
保護者	受給資格	要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5				
	ふりがな氏名		職業		続柄	
	住所					

様式第4号(第7条関係)

介護用品給付事業受給者証返還届書

年 月 日

南会津町長

届出人 住 所

氏 名



介護用品給付事業の受給資格を喪失したので、受給者証を添えて届け出ます。

受 給 者	受 給 者 証 号	
	氏 名	
	住 所	
返 還 理 由	1 在宅の要支援又は要介護の認定を受けた者でなくなった。 2 町の区域内に住所を有しなくなった。 3 死亡した。 4 その他  ( )	

(該当する事項を○で囲んでください。)

様式第5号(第8条関係)

## 介護用品給付事業給付券

年 月分

受給者証 番号		受給者 氏名	
給付品目	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー		
<p>上記の品目を( )円の範囲内で給付してください。          なお、代金は南会津町長に請求願います。</p> <p style="text-align: right;">南会津町長 <span style="float: right;">印</span></p>			

## (注意)

- 1 この券は、上記に表示してある月以外の月は使用できません。
- 2 偽りその他不正にこの券を使用したときは、その全部又は一部に相当する金額を返還していただくこととなります。
- 3 この券を他人に譲り渡したり、担保に供することはできません。
- 4 この券の上記に記載してある品目以外の物品を購入することはできません。

様式第6号(第9条関係)

介護用品給付事業給付納品書兼介護用品受領書

年 月 日 受給者証番号  
受給者氏名 に給付券と引き換えに下記

のとおり物品をお渡ししました。

記

( 年 月分)内訳

購 入 品 名	単 価	数 量	金 額
	円		円
計			

年 月 日

南会津町長

(業者名)住 所

氏 名 ㊟

介 護 用 品 受 領 書

年 月 日

上記の物品を正に受領いたしました。

南会津町長

(受給者)住 所

氏 名 ㊟